

令和8年(2026年)8月17日
子ども・子育て会議資料
子ども教育部子育て支援課

子育て世帯に対する新たな食の支援に係る考え方について

区では、生活に困難を抱える子育て世帯に対する食の支援として、子ども食堂運営費補助事業や長期休業中の食品配付事業（令和8年度は夏季休業中のみ試行実施予定）を実施してきたところである。しかし、これらの既存事業は開催頻度や期間が限られており、支援が断続的となる課題があることから、既存事業の未開催期間を補完し、継続的な支援を行っていくため、新たな食の支援として常設型フードパントリーの開設について検討することとする。

1 想定する事業概要

- (1) 対象：区内在住の、ひとり親世帯等、生活に困難を抱える子育て世帯を対象とする。
- (2) 開設期間：常設型とし、通年で開設する。
- (3) 開設場所：利便性が高く、かつ、安心して食品を受け取ることができる場所を選定する。

2 運営における考え方

- (1) 配置する食品は寄付等により調達することを基本とし、寄付食品の調達やフードパントリー等食の支援の運営実績がある民間事業者に運営を委託する。
- (2) 常設型フードパントリーの利用手続を全てオンライン上で完結できる環境を整備することで、利用者が多くの人目に触れることなく、必要な時に必要な食品を安心して受け取ることができるようにする。
- (3) 事前予約や、食品受け取りで利用者がフードパントリーを訪れる機会を活用し、利用者を相談支援等の適切な支援に結び付けていく。

3 開設時期

食料品等の価格高騰が続く中、中東情勢の影響等により今後の価格動向が一層不透明な状況となっていることを踏まえ、早期に支援を開始するため、令和8年度中の開設を目指すこととする。